

環境委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎未来エナジー株式会社「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

資料 次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」

参考資料 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

令和8年2月10日
環境局

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」

(令和8（2026）年度～令和11（2029）年度)

資料

法人（団体名）	川崎未来エナジー株式会社	所管課	環境局総務部企画課													
1 経営改善及び連携活用に関する方針																
(1) 法人の概要		(2) 本市施策における法人の役割														
法人の事業概要	<p>・市域の再生可能エネルギー（以下「再エネ」といいます。）等利用拡大のため、（1）再エネ電力供給（2）電源開発（3）エネルギー・マネジメントの3つの主な事業のほか、環境教育・環境意識の醸成やその普及促進等に取り組んでいきます。</p>		<p>・令和4年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（以下「温対基本計画」といいます。）において、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市域全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度比で50%削減する等の目標を設定しています。脱炭素社会の実現には、温室効果ガスを排出しない再エネの利用拡大を図ることが不可欠であり、市が保有する処理センターで発電される廃棄物発電は、市域で活用できる貴重な再エネ電源であることから、廃棄物発電を市から調達し、公共施設や民間事業者に再エネとして供給するとともに、市施策と連動した取組等を行うことで、市域での再エネの普及拡大や地産地消をより一層推進するものです。</p>													
法人の設立目的	<p>・令和5年度の橋処理センター完成に伴い、市の廃棄物発電量が大幅に増加することを契機とし、市域での再エネの利用拡大や地産地消をより一層推進します。</p>															
法人のミッション	<p>・市域の温室効果ガス排出削減に資するため、再エネ電力を調達し、供給することや、今後、電源開発やエネルギー・マネジメントなどの事業を展開することで、市域への再エネ普及や地産地消を推進するとともに、電力・エネルギーを取り巻く環境に柔軟に対応するため、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参画できる地域エネルギー・プラットフォームの中心的な役割を果たします。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の取組と関連する市の計画</th> <th>市総合計画上関連する政策等</th> <th>政策</th> <th>施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>政策3-1 環境に配慮したしきみをつくる</td> <td>政策3-1-1 脱炭素化の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連する市の個別計画</td> <td>川崎市地球温暖化対策推進基本計画 市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策	施策		政策3-1 環境に配慮したしきみをつくる	政策3-1-1 脱炭素化の推進			関連する市の個別計画	川崎市地球温暖化対策推進基本計画 市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画	
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策	施策													
	政策3-1 環境に配慮したしきみをつくる	政策3-1-1 脱炭素化の推進														
	関連する市の個別計画	川崎市地球温暖化対策推進基本計画 市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画														
(3) 現状と課題		(4) 取組の方向性														
現状	<p>・市の廃棄物発電で発生した再エネを調達し公共施設に供給するとともに、市内の民間事業者に電力を供給するなど、再エネの普及拡大や地産地消を推進しています。</p> <p>・市の廃棄物発電を含め市域内外の再エネを調達し、市域へ供給する仕組みが必要であるとともに、国で議論されている「相対電源確保の義務化」の動向等を踏まえた電力調達を行うことが重要となります。</p>		<p>・第7次エネルギー基本計画が策定されて、データセンターなどの電力需要が大幅に増大することが見込まれるなか、脱炭素電源に関しての重要性がこれまでにも増して高まっています。こうした中、電力市場の安定化を図るために、国では、実需給年度の3年前と1年前に小売電気事業者への供給力確保を義務づける制度などが議論されているため、電力市場や制度の動向を注視し、事業リスクへの対応を図りながら、的確に経営を行います。</p> <p>・また、健全性・透明性を重視した経営体制とともに、関係主体と連携して効率的な事業運営を目指します。</p>													
課題	<p>・地域エネルギー・プラットフォームの役割を担えるよう、市域内外における再エネポテンシャルの活用や市域の多様な主体と連携した再エネの利用促進のほか、電源開発やエネルギー・マネジメントの導入に向けた取組を推進していく必要があります。</p> <p>・持続可能な事業運営に向け、事業リスクへの対応を図りながら、安定した売上や利益を確保するとともに、会社の収益を経営基盤に影響を及ぼさない範囲内において、市域の脱炭素化や地域のレジリエンス強化等に資する取組に活用するため、適正な価格で電力調達・供給を行う必要があります。</p>		<p>・2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市域の温室効果ガス排出量の大幅削減に寄与するため、社会動向や技術動向などを踏まえながら、電力小売事業における供給先及び供給量の拡大や家庭用太陽光の非FIT余剰電力の買取りの取組みなど、電源開発やエネルギー・マネジメント等にも資する取組を進めるとともに、地域エネルギー・プラットフォームの中心的な役割を果たすことで、市域への再エネ電力の普及拡大や地産地消のより一層の推進に取り組みます。</p>													

(5) 4か年計画の目標

- ・小売電気事業を中核とする安定した収益の確保を図ることで、市場価格の変動リスクに左右されにくい、持続可能な経営の確立を目指します。
- ・社会動向や技術動向などを踏まえながら、電力小売事業における供給先及び供給量の拡大や家庭用太陽光の非FIT余剰電力の販取りの取組みなど、電源開発やエネルギー・マネジメント等にも資する取組を進めます。
- ・市内民間事業者との連携による再エネ電力の地産地消の取組など、多様な主体が参画できる「地域エネルギー・プラットフォーム」において、その中心的な役割を果たします。

2 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

(1) 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名	現状	行動計画
地域エネルギー事業	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素化に向けては、市域の再エネを最大限活用する必要があるため、市域の電力需要の全てを域内だけで賄うことができないことから、市の廃棄物発電を含め、市場調達など市域内外の再エネを調達し、市域へ供給しています。 ・また、地域エネルギー・プラットフォームの中心的な役割を果たし、脱炭素施策の取組を推進することが求められます。 ・経営基盤に影響を及ぼさない範囲内において、市域の脱炭素化等を目的に、会社の収益を活用することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場環境に左右されにくい事業運営に向け、公共施設を中心としつつ、民間施設への供給も順次推進するなど、電力調達に見合った電力供給先の確保に努めるとともに、市内民間事業者との連携による再エネ電力の地産地消の取組など、「地域エネルギー・プラットフォーム」の中核として、新たなプロジェクトを組成していきます。 ・収益を活用して市域への脱炭素化や地域のレジリエンス強化等に関する取組を行います。

	本市施策推進に関する指標	目標値					単位
		現状値 R6(2024)年度	R8(2026)年度	R9(2027)年度	R10(2028)年度	R11(2029)年度	
1	市域への再エネ電力販売量	52.80	85.00	115.00	150.00	180.00	GWh
	説明 市域への再エネ普及拡大の活動成果を示すもの						
2	プロジェクト組成数	1	2	2	2	2	件
	説明 市域の脱炭素化に向けて、新たに組成するプロジェクト数						

(2) 経営健全化に向けた事業計画①

項目名	現状	行動計画
収益性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 電力市場や制度の動向により、事業収支に影響が出る可能性があるため、持続可能な事業運営に向け、事業リスクへの対応を図りながら、適正な価格で電力調達・供給を行っています。 経営健全化のためには、安定した電力需給が持続可能な事業運営へ大きく寄与することから、市の廃棄物発電を安定的に調達するとともに、インバランスを極力抑えた運営を行っています。 小売電気事業者として、電力市場の安定化のため、量的な供給力の確保が今後求められることから、国で議論されている「相対電源確保の義務化」の動向等を踏まえた電力調達を行うことが重要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 営業収益の確保に向けて、適正な価格で電力調達・供給を行うとともに、市域への再エネ供給量をより増やしていくなかにおいて、市場価格の変動リスクを最大限抑制します。 需要家へ安定供給するため、インバランスを抑えることや相対電源確保の義務化を踏まえた電力調達計画を作成します。

	経営健全化に関する指標	現状値	目標値					単位
		R6(2024)年度	R8(2026)年度	R9(2027)年度	R10(2028)年度	R11(2029)年度		
1	経常損益	131,929	204,731	221,673	150,903	189,524	千円	
	説明 (営業損益)+(営業外収益)-(営業外費用)							
2	相対電源確保率	90.3	70.0	70.0	70.0	70.0	%	
	説明 (相対電源量)/(電力供給量)							
3	営業利益比率	5.9	6.3	5.8	3.2	3.4	%	
	説明 (営業損益)/(営業収益)							

(3) 業務・組織に関する計画①

項目名	現状	行動計画
堅実な会社運営の実施	・小売電気事業者は、「電気事業法」や「電力の小売営業に関する指針」に基づき需要家への適切な情報提供や電力の適正な取引の確保など、堅実な会社運営を行っています。	・国等への事業報告、需要家への契約締結時の料金等の説明やホームページへの適切な情報開示、問い合わせへの対応など、小売電気事業者に求められる事項について適切に実施し、電力取引監視委員会や資源エネルギー庁から指導を受けることが決してないよう、堅実な会社運営を行っていきます。

業務・組織に関する指標	現状値					目標値	単位
	R6(2024)年度	R8(2026)年度	R9(2027)年度	R10(2028)年度	R11(2029)年度		
1 電力・ガス取引監視等委員会等からの指導件数	0	0	0	0	0	件	件
説明 電力・ガス取引監視等委員会等からの指導件数							

(3) 業務・組織に関する計画②

項目名	現状	行動計画
内部統制・コンプライアンスの徹底	・社会状況等を踏まえ、事業運営における契約情報や顧客情報等の情報保護を徹底しています。	・電力広域的推進機関の情報セキュリティ対策自己診断シートを活用するなど、事業運営における契約情報や顧客情報等の管理を徹底することにより、内部統制及びコンプライアンスの確立を図ります。

業務・組織に関する指標	現状値					目標値	単位
	R6(2024)年度	R8(2026)年度	R9(2027)年度	R10(2028)年度	R11(2029)年度		
1 情報漏洩事故件数	0	0	0	0	0	件	件
説明 事業運営における契約情報や顧客情報等の情報漏洩件数							

(参考) 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和6（2024）年度	令和11（2029）年度		
地域エネルギー事業					
1 市域への再エネ電力販売量	・市の廃棄物発電を市域内で地産地消し、市域内外から再エネ電力を調達して、市域の再エネ普及拡大をより一層推進するため、市域への再エネ電力の販売量を市域への再エネ普及拡大の活動成果を示す指標とします。	52.80	180.00	GWh	・市の廃棄物発電のほか、市域内外の再エネ電力を調達して事業を行うことを想定しており、令和11年度における市域への再エネ電力販売量を180GWhとします。
2 プロジェクト組成数	・市域の脱炭素化に向けて、再エネの普及拡大をより一層推進するため、出資企業・団体以外とのプロジェクト組成数を活動成果を示す指標とします。	1	2	件	・市域へのより一層の再エネの普及拡大に寄与するため、プロジェクト組成数を拡大していく必要があることから、令和11年度までプロジェクト数を毎年2件とします。

経営健全化に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和6（2024）年度	令和11（2029）年度		
収益性の確保					
1 経常損益	・電力市場や制度の動向を注視しながら、持続可能な事業運営を行うにあたり、安定的な収益確保を把握するため、経常損益を指標とします。	131,929	189,524	千円	・電力市場や大手電力会社の価格等を踏まえ、持続可能な経営に向け、売上高に対する適切な経常利益を確保します。
2 相対電源確保率	・市場価格の影響を受けない相対電源を確保し、安定的な事業運営を確保するため、相対電源確保率を指標とします。	90.3	70.0	%	・市場価格の高騰によるリスク低減に向けて、市場価格と連動しない相対電源の調達を中心とした電源構成とするとともに、瞬発的に発生する電力不足において市場調達する場合でも、その調達量は30%以下とし、「相対電源確保の義務化」の動向等を踏まえた電力調達とします。
3 営業利益比率	・持続可能な事業運営を行うにあたり、安定的な収益確保を把握するため、営業利益比率を指標とします。	5.9	3.4	%	・電力市場や大手電力会社の価格等を踏まえ、持続可能な経営に向け、売上高に対し、適正な営業利益を確保します。

業務・組織に関する計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和6（2024）年度	令和11（2029）年度		
堅実な会社運営の実施					
1 算出方法	電力・ガス取引監視等委員会等からの指導件数	・堅実な会社運営を行うため、電力・ガス取引監視等委員会や資源エネルギー庁からの指導件数を指標とします。	0	0	件 ・事業運営において、電力・ガス取引監視等委員会や資源エネルギー庁からの指導件数を0件と設定します。
	電力・ガス取引監視等委員会等からの指導件数				
内部統制・コンプライアンスの徹底					
1 算出方法	情報漏洩事故件数	・内部統制・コンプライアンスを徹底するため、事業運営における契約情報や顧客情報等の情報漏洩件数を指標とします。	0	0	件 ・事業運営において、契約情報や顧客情報等の情報が漏洩することがないよう、情報漏洩事故件数を0件と設定します。
	事業運営における契約情報や顧客情報等の情報漏洩件数				

(4) 財務見通し								
		現状	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	法人コメント
収支及び財産の状況 (単位:千円)		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	現状認識
損益計算書	営業収益	2,254,516	2,560,361	3,242,682	3,774,619	4,681,345	5,531,970	・市の廃棄物発電で発生した再エネを、公共施設や市内の民間事業者に電力供給を行い、市域への再エネの普及拡大や地産地消を推進するとともに、電源調達にあたっては、「相対電源確保の義務化」など、国の制度改正の動向等を踏まえながら適正な事業運営を行っています。
	営業費用 (売上原価)	1,992,433	2,109,026	2,786,280	3,301,275	4,278,771	5,090,775	
	営業費用 (管理費)	129,395	187,580	252,421	252,421	252,421	252,421	
	うち減価償却費	533	533	234	234	228	152	
	営業損益	132,688	263,756	203,981	220,923	150,153	188,774	
	営業外収益	312	392	750	750	750	750	
	営業外費用	1,071	447					
	経常損益	131,929	263,701	204,731	221,673	150,903	189,524	
	税引前当期純利益	131,929	263,701	204,731	221,673	150,903	189,524	
	税引後当期純利益	101,538	173,174	134,448	145,574	99,098	124,461	
貸借対照表	総資産	677,489	984,361	1,096,354	1,506,305	1,904,249	2,369,610	今後の見通し
	流動資産	675,619	982,758	1,095,252	1,505,437	1,903,598	2,369,121	・持続可能な事業運営に向け、電力市場や制度の動向を注視し、事業リスクへの対応を図りながら、適正な経常利益を確保していきます。 ・電力の需給バランスを注視しながら供給先を拡大し、市域への再エネ普及拡大や地産地消のより一層の推進に向けて、事業運営を行っていきます。 ・容量市場の容量拠出金が年々増加していくことから、営業費用 (売上原価) が増え、営業損益は伸びず、営業利益率は低くなります。
	固定資産	1,870	1,603	1,102	868	651	489	
	総負債	536,010	669,708	647,253	911,630	1,210,476	1,551,376	
	流動負債	536,010	669,708	647,253	911,630	1,210,476	1,551,376	
	固定負債							
	純資産	141,479	314,653	449,101	594,675	693,773	818,234	
	資本金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
	剰余金等	41,479	214,653	349,101	494,675	593,773	718,234	
主たる勘定科目の状況 (単位:千円)		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	本市コメント 今後の見通しに対する認識
営業収益	売上高 (営業収益と同額)	2,254,516	2,560,361	3,242,682	3,774,619	4,681,345	5,531,970	
総資産	現金・預金等	677,489	539,234	618,753	984,610	1,307,210	1,701,847	
総負債	有利子負債 (借入金等)	100,000						
本市の財政支出等 (単位:千円)		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
補助金								・川崎未来エナジー株式会社は、脱炭素社会の実現を目指し、市域の温室効果ガス排出削減に資するため、再エネ電力を調達し、供給することで、市域への再エネ普及や地産地消のより一層の推進に向けて、行動計画に沿って取り組むものと認識しています。 ・会社の事業運営の根幹となる収益の確保をはじめ、本市脱炭素施策と連携した新しいエネルギーの循環や電源開発・エネルギー・マネジメント事業への実現に向けた取組など、本市施策と連動した取組を期待します。
負担金								
委託料								
指定管理料								
貸付金 (年度末残高)								
損失補償・債務保証付債務 (年度末残高)								
出捐金 (年度末状況)								
(市出捐率)								
財務に関する指標		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
流动比率 (流动資産/流动負債)		126.0%	146.7%	169.2%	165.1%	157.3%	152.7%	・会社の事業運営の根幹となる収益の確保をはじめ、本市脱炭素施策と連携した新しいエネルギーの循環や電源開発・エネルギー・マネジメント事業への実現に向けた取組など、本市施策と連動した取組を期待します。
有利子負債比率 (有利子負債/純資産)		70.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
経常収支比率 (経常収益/経常費用)		106.2%	111.5%	106.7%	106.2%	103.3%	103.5%	
純資産比率 (純資産/総資産)		20.9%	32.0%	41.0%	39.5%	36.4%	34.5%	
経常費用に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用)		0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	
経常収益に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益)		0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

令和8（2026）年2月

1 取組の趣旨・背景

（1）これまでの経緯

- 本市では、平成14（2002）年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施し、平成16（2004）年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定の上、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を進めてきました。
- 国においても、出資法人の「効率化・経営健全化」と「活用」の両立を目的として、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等の通知を発出するなど、出資法人を取り巻く環境も変化しています。
- これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30（2018）年度に「出資法人の経営改善指針」を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改め、指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、各法人の取組の点検評価を実施することとしています。
- また、公益法人については、民間公益の担い手として大きな潜在力が期待されるものの、これまでの制度では十分にポテンシャルを発揮することが難しい課題があったことから、令和7（2025）年度から、財務規律の柔軟化・明確化や行政手続の簡素化・合理化、自律的ガバナンスの充実、透明性向上を主な内容とする公益法人に関する制度が変更となりました。

1 取組の趣旨・背景

これまでの出資法人改革の取組

【出資法人の統廃合等】

- 出資率25%以上の法人数 38法人（H14（2002）年度）⇒ 22法人（R7（2025）年度）
※神奈川県住宅供給公社を除く
(今後の法人の解散予定) R 8 : (公財) 川崎・横浜公害保健センター、R 9 : 川崎市土地開発公社

【財政的関与の見直し】

- 出資率25%以上の法人への補助金5,933百万円（H14（2002）年度決算）
⇒ 1,299百万円（R6（2024）年度決算）

【派遣職員の引上げから再開】

- 出資率25%以上の法人への職員派遣 218人（H14（2002）年度）⇒ 3人（R7（2025）年度）

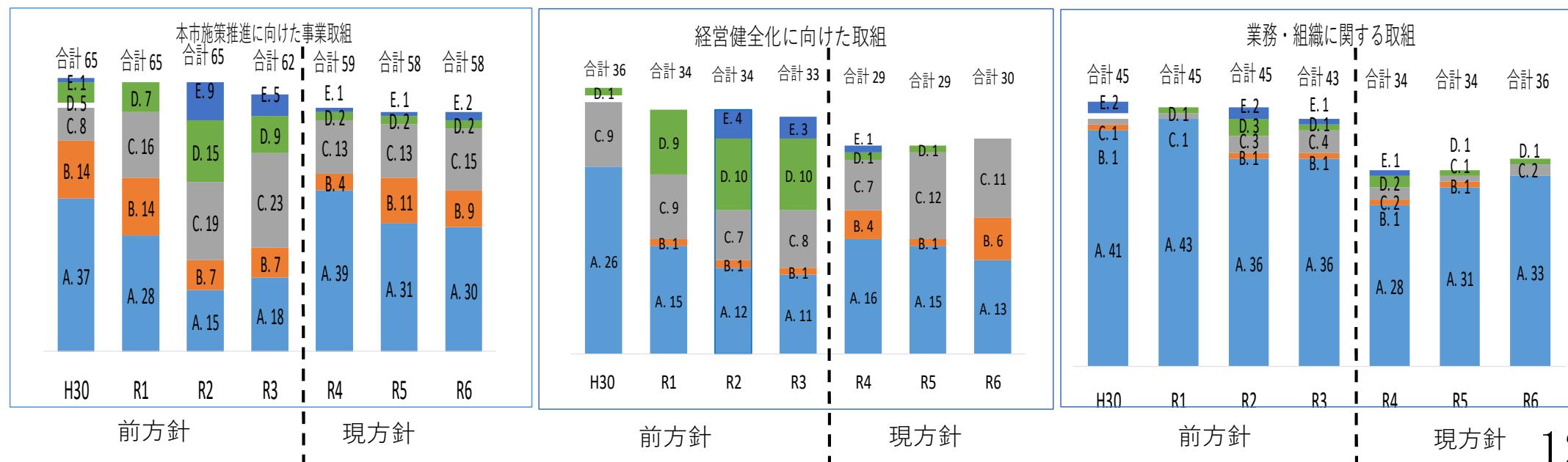
【市退職職員の再就職規制等の見直し】

- 離職時に課長級以上の職員で、一定の権限を有する者についても、選考委員会による客観的・専門的な審議を十分に行うこと等を条件として、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供し、再就職することが可能
- 出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」の両立を図っていくため、マネジメントの強化が求められており、その役職や責任に見合った報酬（限度額年額500万⇒700万）の支給を可能とし、役員業績評価の導入
- 市職員の定年引上げに伴う対応として、役員業績評価（役員以外の再就職職員については、それに類する制度。）の導入を前提に、市で継続して勤務した場合と同額程度の報酬限度額も適用

1 取組の趣旨・背景

(2) 「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組状況

- 平成30（2018）年度に策定した「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」（以下「指針」という。）において、主要出資法人等については、「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「連携・活用方針」という。）を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促し、毎年度、「連携・活用方針」に基づく各法人の取組の点検評価を実施しています。
- この間の評価結果として、**本市施策推進に向けた事業取組**、**経営健全化に向けた取組**においては、令和2（2020）年度、令和3（2021）年度は**新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて達成状況は未達のものがあり**、こうした社会経済状況の影響を受けて、指標・目標値を設定した令和4（2022）年度以降の達成状況については、**コロナ禍からの回復による進展も伺いつつ、昨今の物価・エネルギー価格の高騰の影響も確認**されている状況にあります。



1 取組の趣旨・背景

（3）社会経済状況の変化と出資法人への影響

- 新型コロナウイルス感染症による影響や物価・エネルギー価格の高騰、また事業への更なる民間企業の参画など、変化の激しい社会状況にある中、出資法人の事業運営や財務面においても、影響が及んでいる状況も確認されていることから、法人の役割や存続意義については、将来における見直しも視野に入れながら、整理、検討を行う必要が生じています。
- また、少子高齢化の進行等を背景として、深刻な労働力不足が生じており、今後も更に進むことで、出資法人の事業運営の担い手不足が拡大し、法人の機能やサービスの縮小や水準の低下が懸念されることから、市と法人が緊密に連携し、人材の確保・育成に向けた具体的な対策を講じるなど、改善に向けて取り組む必要があります。

2 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」の概要

(1) 名 称

「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」

(2) 計画期間

令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間

(3) 川崎市行財政改革第4期プログラムとの連携

出資法人の経営改善及び連携・活用については、行財政改革第4期プログラムにおいても、「戦略的な経営意識に基づく持続可能な行財政運営の推進」の改革項目となっていることから、取組評価の内容を適切に反映するなど、連携して取り組みます。

(4) 対象出資法人

「川崎市主要出資法人等総合調整要綱」に基づき、対象23法人（詳細は次ページのとおり）

2 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」の概要

【対象出資法人】

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
4		市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
5		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
6		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
7	経済労働局	観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
8		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
11	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
16		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	（公財）川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

3 策定に向けた考え方

- 令和4（2022）年3月の現「連携・活用方針」策定時において、これまで取組評価を行ってきた中で顕在化した課題を踏まえ、整理、対応してきたことなどから、次期「連携・活用方針」の策定に向けては、これまでの考え方である方針1から方針5までを、**基本的な考え方として継続すること**とします。

方針1 川崎市総合計画 第4期実施計画の策定等と連動した本市施策における法人の役割の確認

方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関する優先的取組の反映

方針3 各取組事業等の指標及び目標値の合理性・実現性の確認

方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出

方針5 取組期間中における目標変更の可能性の確認

- あわせて、本市施策の進捗を踏まえた出資法人の役割を再確認するとともに、この間の急速なデジタル化の進展、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会状況の変化や、現「連携・活用方針」に基づく取組の状況など様々な観点により、各法人が抱える課題、今後顕在化することが想定される課題などを適切に把握しながら、各法人の取組事業等や指標、目標値の妥当性などを改めて精査した上で、今後の取組の方向性を示す必要があります。

- 次期「連携・活用方針」策定においても、法人の取組・経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、法人の役割を明確にし、また、法人の存続意義を再確認しながら、本市の施策推進に資する取組や法人の経営状況などをより適切に把握の上、取組の評価を行える指標等を改めて検討し、設定を行います。

3 策定に向けた考え方

方針 1 川崎市総合計画 第4期実施計画の策定等と連動した本市施策における法人の役割の確認 【法人の役割及び存続意義の確認】

- 現「連携・活用方針」を策定した令和4（2022）年3月からの社会状況の変化や本市施策の進捗、民間事業者の活動範囲の拡大など、出資法人を取り巻く状況の変化を踏まえ、**出資法人が担う公共的な役割の妥当性を検証し、法人の設立目的、存続意義が希薄化していないか確認することや、新たな社会課題等を踏まえた対応への確認を行いました。**

- ✓ 本市施策上の位置づけや経営状況、業務・組織等の現状を明らかにするとともに、課題を抽出し、その課題に対応する今後4年間の取組の方針性と具体的な取組・目標の明確化

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」 (令和8（2026）年度～令和11（2029）年度)			
法人（団体名）	所管課		
1 経営改善及び連携活用に関する方針			
(1) 法人の概要			
法人の事業概要			
法人の役員構成			
法人のミッション			
(2) 本市施策における法人の役割			
法人の取組上関連する市の役割	市役所上関連する市の役割	政策	施策
(3) 現状と課題			
現状			
課題			
(4) 取組の方向性			
経営改善項目			
連携・活用項目			

方針シート

3 策定に向けた考え方

方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関する優先的取組の反映 【各取組及び事業・項目の確認】

- 各取組事業・項目について、本市施策における法人の役割を踏まえた取組、経営課題を踏まえた改善に資する取組、効率的・効果的な事業実施に資する取組となっているかなど、現「連携・活用方針」における取組、足元の経営状況などを踏まえ確認し、事業・項目の設定を行いました。

◆本市施策推進に向けた事業取組

- ✓ 本市の行政目的・施策を達成するため取り組むべき事業が明確化され、網羅されているかの確認とともに、必要に応じて各事業の規模を踏まえた整理・統合について検討

◆経営健全化に向けた取組

- ✓ 各法人の経営環境の変化や課題を的確かつ確実に把握するとともに、法人の種別や財務状況なども踏まえ、各法人の経営状況等の将来見通しを考慮した取組内容となるよう確認

◆業務・組織に関する取組

- ✓ 効率的・効果的な事業実施に向けた見直し・業務改善、法人の規模や事業内容等を踏まえた持続可能な運営体制、専門性の維持・向上のための人材育成など法人が取り組むべき優先度に応じた取組項目の設定となるよう確認

2 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組						
(1) 本市施策推進に向けた事業計画		現状		行動計画		
事業名	現状	現状	行動計画	目標値	目標値	単位
		本市施策推進に関する指標	現状値 R6(2024)年度 R8(2026)年度 R9(2027)年度 R10(2028)年度 R11(2029)年度	目標値 R6(2024)年度 R8(2026)年度 R9(2027)年度 R10(2028)年度 R11(2029)年度		
1 説明						
2 説明						
(2) 経営健全化に向けた事業計画						
項目名	現状	現状	行動計画	目標値	目標値	単位
		経営健全化に関する指標	現状値 R6(2024)年度 R8(2026)年度 R9(2027)年度 R10(2028)年度 R11(2029)年度	目標値 R6(2024)年度 R8(2026)年度 R9(2027)年度 R10(2028)年度 R11(2029)年度		
1 説明						
2 説明						
(3) 業務・組織に関する計画						
項目名	現状	現状	行動計画	目標値	目標値	単位
		業務・組織に関する指標	現状値 R6(2024)年度 R8(2026)年度 R9(2027)年度 R10(2028)年度 R11(2029)年度	目標値 R6(2024)年度 R8(2026)年度 R9(2027)年度 R10(2028)年度 R11(2029)年度		
1 説明						

計画シート

3 策定に向けた考え方

方針3 各取組事業等の指標及び目標値の合理性・実現性の確認 【指標・目標値の確認及び設定】

- 各取組事業等における指標について、**事業成果等を評価するものとして妥当性**を有するか検討し、**より目的に合致したものとなっているか確認**するとともに、各指標の目標値における合理性・実現性についても、現方針における取組や、法人を取り巻く状況の変化等に対応するようにそれぞれの**指標・目標値の設定**を行いました。

- ✓ 指標については、法人のミッション、本市施策推進等に係る達成度が直接的に評価できるものや、法人の経営改善に資するもの等であることが必要
- ✓ 目標値については、法人の事業計画等との整合性も適切に図りながら、根拠を明確にした上で設定を行い、発現を目指す結果や成果を見込む

(参考) 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧					
本市施策推進に向けた事業計画					
指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
1 算出方法					
2 算出方法					
経営機能化に向けた事業計画					
指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
1 算出方法					
2 算出方法					
業務・組織に関する計画					
指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
1 算出方法					

指標シート

3 策定に向けた考え方

方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出 【財務見通しの算出】

- コロナ禍や物価・エネルギー価格の高騰などは、法人の経営状況にも大きく影響が及んでおり、物価等を巡る不確実性は、引き続き高いものと考えられることから、次期方針においても、**経営健全化に向けた適切な対応をすべく、取組期間における財務見通しを作成しました。**
また、方針策定から取組評価まで連動した経営状況を把握を行います。

- ✓ 公益法人は、令和7年4月からの国の制度変更に伴う財務規律の柔軟化・明確化等を踏まえ、各法人の経営判断に基づいた財務見通しについて確認

(4) 財務見通し							注記コメント
収支及び財産の状況(単位:千円)	現状	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	現状説明
(経常活動区分) 経常収益 経常費用(事業費) うち減価償却費 販売促進費(販売促進費等額)	令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 令和8(2026)年度 令和9(2027)年度 令和10(2028)年度 令和11(2029)年度						
(本拠地活動区分) その他の収益 その他の費用							
その他の販売促進費等額 販売促進費(販売促進費等額)							
貯蔵庫 活動資本 出支済金 積立金 積立金 貯蔵庫 一時預金							今後の見通し
主たる事業会計の状況(単位:千円) 経常収益 経常費用 純損益 純利益	令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 令和8(2026)年度 令和9(2027)年度 令和10(2028)年度 令和11(2029)年度						
本市の財政状況(単位:千円)	令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 令和8(2026)年度 令和9(2027)年度 令和10(2028)年度 令和11(2029)年度						本市コメント 今後の見通しに対する因数
現金会 預金会 預金料 預金管理料 貸付会(返済未済額) 貸付会(貸付保証料償済額(年次未済額)) 出資金(年次未済額) (市出資金)							
活動比率(活動負債/活動資本) 貸付料負債比率(貸付料/純資本) 経常収支比率(経常収益/経常費用) 純資産比率(純資本/総資本) 純資産比率(純資本/活動資本+貸付保証料) 純資産比率(純資本/活動資本+貸付保証料)							

財務見通しシート

方針5 取組期間中における目標変更の可能性の確認 【目標変更の検討】

- 次期「連携・活用方針」の取組期間中に想定できない社会経済状況の変化や、本市施策の進展・法人の中長期的な事業計画、経営計画などの更新・改定、及び指定管理事業の管理者・実施内容が変更する場合など、**各取組事業・項目の適切な方向付けが困難な場合には、目標変更を検討すること**とします。

【参考】川崎市行財政改革推進委員会の審議内容（主な意見とその対応状況）

開催回数 年月日	主な意見要旨	対応状況
第1回委員会 (2025.2.17)	<p>【次期方針策定に向けた対応方針】</p> <p>①法人の存続意義を不斷なく確認していく必要性について</p> <p>②急速なデジタル化の進展に伴うDXの対応、DXベースとしたデータベースプラットフォームの構築について</p> <p>③よりポジティブに公益法人の新たな制度へ対応していくことについて</p> <p>【取組期間中における目標変更】</p> <p>④社会経済状況に併せた明示的な目標変更について</p> <p>⑤目標未達を社会経済状況の影響とするだけでなく、情勢変化には柔軟に対応していくことについて</p> <p>【事業別の行政サービスコストに対する達成度】</p> <p>⑥委託料や指定管理料は「公の負担」ではあるものの業務に対する対価であり、補助金とまとめて捉え評価することの妥当性について</p>	<p>【次期方針策定に向けた対応方針】</p> <p>①「連携・活用方針」の点検評価や方針策定過程において法人の存続意義の確認を行っており、著しく有効性及び効率性が低下し状況が改善されない場合は、その在り方や手法の見直しを検討するなど、次期方針において法人の存廃を整理</p> <p>②法人の事業、財務状況などにより一律の導入は簡単でないが、デジタル技術やデータの活用による利用者の利便性の向上、業務効率化は重要であるため導入の促し</p> <p>③「財務規律の柔軟化・明確化」について各法人の経営判断で社会的課題へ機動的な取組ができることとなるためこれまでの連携・活用の取組とあわせて常に対応を進める</p> <p>【取組期間中における目標変更】</p> <p>④⑤目標変更については、想定できない社会経済状況の変化や、本市施策の進展、法人の事業計画などの改定、指定管理事業の変更する場合などを想定、なお、目標未達による目標の引き下げは想定せず、取組の見直しなども行いながら対応</p> <p>【事業別の行政サービスコストに対する達成度】</p> <p>⑥取組評価における「行政サービスコストに対する達成度」の見直しや費用対効果の評価の継続など、より法人運営及び事業取組の効果を整理して明示</p>

【参考】川崎市行財政改革推進委員会の審議内容（主な意見とその対応状況）

開催回数 年月日	主な意見要旨	対応状況
第2回委員会 (2025.12.24)	<p>【策定に向けた考え方】 ①目標（値）変更の考え方について</p> <p>【各法人】 ②中長期的な収支改善計画と具体的な支出削減、収入増加策について【文化財団】</p> <p>③iCONM事業やインキュベーション事業での採算性のある取組、実現性のある計画策定、产学研官のネットワーク活用について【産業振興財団】</p> <p>④法人設立の趣旨を踏まえた事業の最適化、エネルギー施策の重要性について【川崎未来エナジー】</p> <p>⑤中間支援の重要性の高まりと、今後の法人の存続意義や取組の方向性について【公園緑地協会】</p> <p>⑥ミッションがある法人について、事業が行える資金・人材等の確保の考え方について 【消防防災指導公社】</p>	<p>【策定に向けた考え方】 ①各取組事業・項目の適切な方向付けが困難な場合に、目標変更を行うことを確認するとともに、具体的な考え方等の内容を加筆修正</p> <p>【各法人】 ②法人の収支改善に向けた進め方や具体的な取組内容について外部機関の知見等も活用することについて再確認</p> <p>③iCONM事業における研究内容の価値を関連する事業領域を有する企業と接点を持つことによって、共同研究の獲得の強化とともに、インキュベーション事業は、黒字化に向けて、内部方針に基づき収益性の向上に取り組むことを確認</p> <p>④適切な事業推進と収益の活用の検討を確認</p> <p>⑤中間支援など法人に求められる役割の重要性を再確認するとともに、経営健全化の取組として寄付・協賛の獲得に向けた検討を進めることを明示</p> <p>⑥既存の経営資源を活用しながら事業を着実に実施するとともに、経営健全化に向け、次期方針期間中に各事業の現状分析及び課題の洗い出しを行い、寄付も含めた資金確保の取組を強化する必要があることを確認</p>

※第2回委員会では、上記の意見を含む、21法人36項目について、各委員から事前に意見・質問をいただき、書面にて考え方を確認した。詳細は別添資料のとおり。

4 法人の「役割・存続意義」「事業・計画」「指標・目標」の設定状況

	法人名	【方針1】 役割・存続意義	【方針2】①本市施策推進に向けた事業計画 ②経営健全化に向けた事業計画 ③業務・組織に関する計画				【方針3】 指標・目標の設定等
1	かわさき市民放送(株)	・地域情報の発信 ・災害時の緊急放送等	施策	放送事業	地域連携・地域貢献事業【新規】		・法人のミッションであり、今後一層の地域連携・強化の必要性から指標「近隣商店街・商業施設、行政等との連携イベント回数」を設定
			経営	安定した経営体制の維持			・法人の成長を確認する指標として「総資本増加率」を設定
			業務	認知度の向上	社員人材育成【新規】		・コンプライアンス関係や社内のスキルアップに向けて指標「人材育成に向けた研修回数」を設定
2	川崎市土地開発公社	・先行取得需要の減少や、代替機能もあることから令和9年度をもって法人解散予定	施策	保有土地の管理事業	保有土地の処分事業		・令和8年度から先行取得を行わないことから事業「公共用地取得事業」の削除
			経営	公社経営の健全化			
			業務	公社の解散及び清算に向けた取組【新規】			・解散に向けた課題整理、清算に向けた手順書作成等の進捗状況を測る指標を設定
3	(公財) 川崎市文化財団	・文化芸術活動の振興・文化施設の運営 ・文化芸術に関する中間支援の取組	施策	財団本部事業	指定管理事業	文化芸術に係る中間支援	・「財団本部事業」「指定管理事業」において主催事業等における満足度を測る指標を設定 ・中間支援として「交流・つながりの場の創出件数」の指標を設定
			経営	自立性の確保			・「収益性の強化」を「自立性の確保」に包含し、指標「経常収支比率」を設定
			業務	職員の専門性の向上			
4	(公財) 川崎市国際交流協会	・市民間での国際交流の促進 ・外国人市民への情報発信や相談窓口など、多文化共生の実現に向けた取組	施策	国際交流促進事業	市民団体及びボランティア活動支援事業	多文化共生推進事業	・「市民団体及びボランティア活動支援事業」の指標「ボランティア登録件数」について実登録数の精査を行うことから目標値を改めて設定
			経営	自主財源の確保に向けた取組			
			業務	国際交流をめぐる多様化するニーズに対応する組織体制の構築	認知度の向上		
5	(公財) 川崎市スポーツ協会	・スポーツ文化普及・振興 ・スポーツ団体への中間支援の強化の取組	施策	スポーツ振興事業	競技選手強化・指導者育成事業	施設管理運営事業	・スポーツ基本法の趣旨を踏まえ、「競技選手強化・指導者育成事業」に指標「スポーツ団体等の研修会参加者数」を設定 ・「施設管理運営事業」の指標「施設事業参加者数」について指定管理事業の受託状況にあわせて目標値を設定
			経営	収益性の確保	自立性の向上		
			業務	人材育成等の研修計画			・項目「適正な業務運営・法人組織体制の構築（指標：定期的な運営会議等の開催数）」の削除

4 法人の「役割・存続意義」「事業・計画」「指標・目標」の設定状況

	法人名	【方針1】 役割・存続意義	【方針2】①本市施策推進に向けた事業計画 ②経営健全化に向けた事業計画 ③業務・組織に関する計画				【方針3】 指標・目標の設定等
6	(公財)かわさき市民活動センター	・市民活動の中間支援の取組 ・子ども・若者の健全育成を図る取組	施策	市民活動推進事業	青少年健全育成事業		
			経営	法人の自立化や経営の安定化の推進			・賛助会員の増加、寄付金等の確保とともに、受託事業の拡大や、かわさき市民活動センターへの飲料水の自販機設置など収益事業の実施
			業務	法人の中核を担う人材の確保・育成			
7	川崎アゼリア(株)	・駅周辺の商業活性化の中核的な役割 ・公共地下歩道・公共地下駐車場の適切な管理運営と同所での災害時の対応	施策	施設環境整備事業	店舗活性化推進事業	地域社会への連携・貢献事業	
			経営	財務の改善			・経費を差し引いた最終利益を確保する必要があることから、指標として「税引後当期利益」を設定
			業務	効率的な組織の構築			・効率的・効果的な組織、業務運営等に向け、内外研修参加等を通じた人材育成を進める必要があることから、指標を設定
8	川崎冷蔵(株)	・北部市場における冷蔵・冷凍保管機能	施策	冷蔵・冷凍保管業務事業	氷の製造及び販売業務事業		
			経営	自立的・安定的な経営の実施			・北部市場の機能更新に対応する原資の確保等を図るため、法人の経営の安定性や財務の健全性を把握する指標として「純資産比率」を設定
			業務	効率的な業務体制の確保			・効率的な業務執行などを通じた生産性の向上を目指して「従業員1人当たりの経常利益」を指標に設定
9	(公財)川崎市産業振興財団	・企業支援などを通じた地域産業の振興 ・ライフイノベーションの中核拠点の運営	施策	中小企業・ベンチャー育成事業	産業振興施設管理運営	研究開発推進事業	
			経営	財団全体の収益の推移	財務の健全性		
			業務	効率的な支援体制等の構築	計画的な人材育成の推進		
10	川崎未来エナジー(株)	・市域への再エネ普及、地域エネルギー事業の実施	施策	地域エネルギー事業			・再エネ普及拡大の指標として「市域への再エネ電力販売量」を設定
			経営	収益性の確保			・市場価格の影響を受けない電源確保として「相対電源確保率」を指標に設定
			業務	堅実な会社運営の実施【新規】	内部統制・コンプライアンスの徹底		

4 法人の「役割・存続意義」「事業・計画」「指標・目標」の設定状況

	法人名	【方針1】 役割・存続意義	【方針2】①本市施策推進に向けた事業計画 ②経営健全化に向けた事業計画 ③業務・組織に関する計画				【方針3】 指標・目標の設定等
11	(公財) 川崎・横浜公害保健センター	・代替機能があることなどから令和8年度をもって事業終了し、法人解散	施策	検査・検診事業	保健福祉事業	健康被害予防事業	・「検査・検診事業」の指標「受診率」、また「保健福祉事業」「健康被害予防事業」の指標「参加者数」をそれぞれ「実施回数」に変更して設定
			経営	効率性の高い業務運営・改善			・「経常収支比率」等の指標を「管理費」に変更して設定
			業務	効率的・効果的な組織運営			
12	(公財) 川崎市シルバー人材センター	・高齢者の就労を通じて福祉の増進、社会参画の推進	施策	シルバー人材センター受託事業	川崎市葬祭場管理運営事業		・「川崎市葬祭場管理運営事業」に火葬需要を満たす指標として「火葬供給数の確保」を設定とともに適切なニーズ把握のため指標として「利用者満足度」を設定
			経営	契約高の向上による財務状況の改善			
			業務	事業における業務の能率向上			・「川崎市葬祭場管理運営事業」の指標整理とあわせて業務・組織に関する計画を統合
13	(公財) 川崎市身体障害者協会	・身体障害者福祉事業の実施	施策	障害者社会参加推進事業	身体障害者に対する福祉事業	中部身体障害者福祉会館指定管理事業	・「障害者社会参加推進事業」の指標「生活訓練等事業への参加者数」について、近年の参加者数実績を踏まえ、新たな層の獲得が必要な状況であるため、内容の工夫や共催団体との連携等により参加者数増を目指すこととし、目標値を設定
			経営	収益性の改善			
			業務	効率性を高める業務改善			
14	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会	・ひとり親家庭への支援施策の推進	施策	ひとり親家庭等生活支援事業	ひとり親家庭等自立支援事業	母子家庭等地域活動推進事業	・「ひとり親家庭等生活支援事業」の指標に講習会の理解度を設定
			経営	収益性の確保			
			業務	事務執行体制の確保			

4 法人の「役割・存続意義」「事業・計画」「指標・目標」の設定状況

	法人名	【方針1】 役割・存続意義	【方針2】①本市施策推進に向けた事業計画 ②経営健全化に向けた事業計画 ③業務・組織に関する計画				【方針3】 指標・目標の設定等
15	(一財) 川崎市まちづくり公社	・都市諸施設の管理運営、公共施設等整備・設計・監理等を通じた魅力あるまちづくりの推進	施策	各拠点地区におけるまちづくりを支える施設の整備・運営	公共施設等の維持・保全及び建設の支援		・K2タウンキャンパスの契約が令和8年度終了予定による行政サービスコスト指標の設定
			経営	長期借入金の計画的な返済	有利子負債比率の計画的な削減と主要な売上高の維持		
			業務	技術力の維持・向上			
16	川崎市住宅供給公社	・公的住宅供給主体として役割	施策	市営住宅管理事業	パートナーシップ事業	賃貸住宅管理事業	
			経営	財務状況維持			
			業務	経営基盤の安定化に向けた個人情報資産の保全	人材育成		・人事評価結果に係る指標を「研修への参加率」に変更して設定
17	みぞのくち新都市（株）	・商業振興とまちづくりの発展の寄与	施策	魅力あふれる再開発ビルの管理運営	地域、行政と連携したまちづくり貢献事業の実施		・「地域、行政と連携したまちづくり貢献事業の実施」の指標について、猛暑等による中止が多いソクティ2屋上開放に係る指標を廃止し、イベント開催数に統合して設定
			経営	財務状況維持			・将来に向けた計画的な設備投資を持続的に行う目標値を設定
			業務	適正公正な運営組織維持			
18	(公財) 川崎市公園緑地協会	・緑のまちづくり推進等 ・公園緑地、グリーンコミュニティの中間支援の取組	施策	緑化推進・普及啓発事業	緑のボランティア事業（緑のボランティアセンター運営事業）	公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業	・「公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業」について、指定管理者として「緑化センター来園者数」を指標設定とともに、ばら苑休苑により関連指標を削除 ・「グリーンコミュニティ形成を促進するイベントや活動支援等の実施回数」を指標として設定
			経営	収益性、自立性の向上			・収益性とあわせて法人の財務面での自立性を測る指標として「経常収益のうち市財政支出負担割合」を設定
			業務	効率的・安定的な執行体制の構築			・法人職員のスキル向上等を目的に指標「職員の研修参加回数」を設定
19	川崎臨港倉庫埠頭（株）	・川崎港利用企業の経済活動に寄与 ・コンテナターミナルの活性化	施策	倉庫等の港湾物流施設の運営事業	港湾共同事務所等の運営事業	コンテナターミナル管理運営事業	・「コンテナターミナル管理運営事業」について、指標を「コンテナ取扱貨物増加量」から「視察受入れ・展示会等出展回数」「利用者満足度」に変更して設定
			経営	財務状況の改善			
			業務	コンプライアンスに関する取組【新規】	職員の人材育成		・業務プロセスの可視化に関する指標から、コンプライアンスに関する指標（「コンプライアンスに反する事案の発生件数」「コンプライアンスに関する情報の社員への周知回数」）に変更して設定

4 法人の「役割・存続意義」「事業・計画」「指標・目標」の設定状況

	法人名	【方針1】 役割・存続意義	【方針2】①本市施策推進に向けた事業計画 ②経営健全化に向けた事業計画 ③業務・組織に関する計画				【方針3】 指標・目標の設定等
20	かわさきファズ (株)	・総合物流拠点の一翼	施策	かわさきファズ物流センター事業			
			経営	財務状況の改善			・金融機関及び市からの借入金について計画通り返済の実施、及び財務の健全化を測る指標として「有利子負債比率」を継続設定
			業務	コンプライアンスに関する取組	経営環境の変化に対応できる人員構成の構築		・「コンプライアンスに関する取組」として、指標「コンプライアンスに反する事案の発生件数」を設定
21	(公財)川崎市消防防災指導公社	・消防防災に関する普及啓発等	施策	防火防災及び救急に関する普及啓発事業	各種講習会事業	アクアライン消防活動支援事業	・「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」について、法人事業との関連性等を踏まえ、市民による心肺蘇生実施割合の指標を削除
			経営	経営の健全化			
			業務	市民サービス向上を目的とした職員研修会の実施			
22	(公財)川崎市学校給食会	・給食物資の調達 ・食育推進に寄与	施策	安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給	成長期における児童生徒の健全な食生活に関する食育の推進		・「成長期における児童生徒の健全な食生活に関する食育の推進」について、指標「作成した食育教材数」を設定
			経営	安定的・継続的な事業運営			
			業務	公益法人会計基準に則った会計処理	職員の資質向上に向けた取組		
23	(公財)川崎市生涯学習財団	・生涯学習施策の推進 ・中間支援組織として団体支援	施策	生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業	生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業	指定管理施設における社会教育振興事業【新規】	・「指定管理施設における社会教育振興事業」の取組実績を測るために、「市民館事業参加者数」「大山街道ふるさと館事業参加者数・入場者数」の指標を設定
			経営	自主財源の増加	収支改善		
			業務	人材育成研修等の実施			・「事業・業務の点検」の取組及び指標を削除

公益財団法人 一般財団法人 株式会社 個別法設置法人	12法人 2法人 7法人 2法人			事業・項目数	内、新規・変更	指標数 126 56 41 223	内、新規・変更 26 11 12 49
		①本市施策推進に向けた事業計画		57	3		
		②経営健全化に向けた事業計画		27	1		
		③業務・組織に関する計画		31	7		
計		合計		115	11		

5 推進体制

（1）所管局による点検評価の実施及び指導・調整

- 法人と所管局は、毎年度、「連携・活用方針」に沿った法人の計画（Plan）の取組状況（Do）を所管局及び各法人の点検・評価（Check）、改善等に向けた今後の取組の方向性等（Action）を示し、連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図るとともに、所管局は法人の運営状況等を把握し、事業・運営等に関する指導、調整を行います。

（2）川崎市行財政改革推進本部における総合評価

- 「連携・活用方針」は、行財政改革第4期プログラム上の改革項目となっており、市長を本部長とする川崎市行財政改革推進本部において、全体的な方向性の決定・進行管理を行うなど、総合的に評価を実施します。

（3）外部有識者の参画

- 学識経験者により構成する附属機関「川崎市行財政改革推進委員会」において、専門的見地、第三者的な観点で審議を行い、いただいた意見・助言を各種取組に適切に反映します。

6 スケジュール

	令和7（2025）年										令和8（2026）年				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
出資法人経営改善及び連携・活用方針	次期方針策定に向けた考え方	各方針案検討作業						各方針案策定作業		案（検討状況報告）	各方針案策定調整		案	最終調整	方針策定
		◆所管課ヒアリング（法人役割・取組項目検討）						◆法人ヒアリング（次期方針案・指標等検討）							
	令和6年度取組評価（内部評価）														
行政改革推進委員会	▲行革委員会（次期方針策定に向けた考え方）					▲行革委員会（令和6年度取組評価（外部評価））				▲行革委員会（次期方針案）			▲行革委員会（次期方針）		
行政改革推進本部会議		▲行革本部会議（次期方針策定に向けた考え方）								▲行革本部会議（次期方針案報告）	▲行革本部会議（次期方針案）	▲行革本部会議（次期方針）			
議会								●各常任委員会（令和6年度取組評価／次期方針策定に向けた考え方）				●各常任委員会（次期方針案）			

項目番	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
1	策定に向けた考え方	・方針3 各取組事業等の指標及び目標値の合理性・実現性の確認 ・方針5 取組期間中における目標変更の可能性の確認	・方針5（取組期間中における目標変更の可能性の確認）について、 <u>どのような状況なら変更可能なのは共通認識として整理しておくべきなので、社会経済状況の変化のような大きなレベルの要因に限るのかなど、目標変更を認める場合の考え方を確認したい。</u> 業績不振などの理由で変更することは好ましくないと考える。 ・目標の上方修正は、当初設定が甘かったという指摘にもつながるので、方針策定当初の目標値設定は非常に重要であると考える。	・目標（値）変更の考え方については、各取組事業・項目の適切な方向付けが困難な場合には、目標変更を要することとしています。 ・具体的には、①全法人に共通する想定できない社会経済状況の変化（大規模な感染症の拡大、経済危機など）や、②本市施策の進展や法人の中長期的な事業計画、経営計画などの計画の更新・改定に伴い目標（値）の整合が必要な場合、③指定管理事業の管理者・実施内容が変更される場合など、目標管理の適正性が確保できない場合であり、目標未達による安易な目標（値）の引き下げは今後も想定していません。今回の御意見を踏まえ、資料の記載内容を修正しました。 ・また、次期方針の目標（値）設定にあたっては、この間の法人の課題等を踏まえ、取組の達成度が評価できる指標と目標（値）であることは（大変）重要と考えておりますので、引き続き法人とも協議・調整を進めてまいります。
2	かわさき市民放送（株）	・本市施策推進に向けた事業計画「放送事業」 ・経営健全化に向けた事業計画「安定した経営体制の維持」	・収益確保について、 <u>どのようなスキームで取り組んでいるのか。</u> ・災害時等における緊急放送は重要な役割と考えるが、 <u>新たな機能拡充などは検討されているのか。</u> 従来の枠組みを踏襲していくのか。 ・SNSなどと連携した情報発信は重要と考えるが、今後 <u>どのような取組を検討されているのか。</u>	・収益確保については、かわさきFMからスポンサーへ通常放送のほかにアーカイブ（SpotifyやYouTube）やSNSで取り上げる事を提案することで、附加価値を提供し放送の単価上げを実施するとともに、セミナー・講座・イベント開催など、放送外収入の増収にも力を入れています。 ・災害時等における緊急放送については、防災ラジオ導入にむけて2025年3月に新たにシステムを導入し、川崎市から即座に割り込み放送できる機能が備わるなど機能拡充をしました。 ・これまでのX（旧Twitter）、YouTubeに加え、今年度から公式Instagramの開設、試験運用を実施しています。
3	川崎市土地開発公社	・現状と課題	・解散により生じる課題などはないのでしょうか。ある場合、 <u>どのように対応を行うのか確認したい。</u> ・緑地などの確保に先行取得はありえると思うが、 <u>今後どのように対応していくのか。</u>	・公社解散後の課題は、現在のところありませんが、課題が確認された場合は、対応について確認していきます。また、令和9年度中の解散に向けた課題としては、解散に向けて必要な手続きを確実かつ効果的に実施すること認識しており、主なものとして、ソシオ砂子ビル（事務室等）の処分、金融機関からの借入金の返済及び清算人が行う清算業務の整理を進めています。 ・公社解散後の緑地や道路などの先行取得需要に対しては、市において、土地開発基金及び先行取得等事業特別会計で対応します。

項目番	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
4		・本市施策推進に向けた事業計画 「指定管理事業」	・ <u>ミューザ川崎シンフォニーホール</u> の休館中の代替策はどのようなものか。休館により市民利用が一定制限されることとなるが、 <u>市民サービス低下への対応</u> はどのように考えているのか。	・ホールの休館期間は令和10年度から11年度の間の1年間、音楽工房は半年間を想定しており、令和8年度中に休館スケジュールを公表する予定です。主催公演については、指定管理者である財団と市の間で公演時期の変更や他のホールでの代替公演などを含めて今後調整を行うとともに、ホールや音楽工房の貸館利用については他ホールや市民館などの利用を検討いただくよう案内してまいります。市民の皆様にご不便をおかけすることになりますが、ホールを良好な状態で維持するために必要な改修工事であるとの理解を得ながら、着実に改修を進めていきたいと考えております。
5	(公財) 川崎市文化財団	・経営健全化に向けた事業計画「自立性の確保」	・「課題」にも記載のとおり、支出削減と収入増加に向けて取り組む旨の記載があるが、物価や人件費の高騰は今後も継続するものと見込まれるため、 <u>中長期的な収支改善計画の策定</u> が必要であると考える。具体的な支出削減、収入増加策はどのようなものを想定しているのか確認したい。	・支出の削減や収入増加の取組についてですが、財団本部で行っている業務がどのようなものか見える化するため、業務の棚卸を実施の上、業務ごとの内容や収入、支出などの状況を整理し、今後の中長期的な改善に向けた業務の改善・効率化を進めるための資料とします。・現在、行っている取組としては、川崎能楽堂における現状と課題を整理し、今後の方向性を検討するため「川崎能楽堂のあり方検討プロジェクト」を立ち上げ、2～3箇月に一度議論を行っています。その他にも、 <u>今年度から一部施設の利用料金やイベント入場料の値上げ</u> を行なうなど、収支改善に向けた取組を進めています。 ・指定管理施設においても、 <u>ミューザ川崎シンフォニーホール</u> では海外からの招聘オーケストラ公演の内容を見直すとともに、チケット料金、スポンサー制度の見直し、広告宣伝費の削減などにも取り組んでいます。川崎市アートセンターにおいては劇場事業の製作費の圧縮を行うとともに、新たな寄付制度を設けるなどの取組を進めています。東海道かわさき宿交流館ではSNSなどの広報に力を入れるとともに、スタンプラリーなど地域の活性化に係る事業において地元企業や団体からの協賛品を募るなど、地域との連携を深めながら経費の削減にも取り組んでいます。
6		・現状と課題	・ <u>昨今の国際情勢</u> が法人の活動にどのように影響しているか確認したい。	・排外主義的な苦情電話などが入ることもありますが、 <u>現在のところ、当協会・センターの事業に具体的な影響は生じておりません</u> 。
7	(公財) 川崎市国際交流協会	・現状と課題	・ <u>昨今の外国人</u> に関する国の動きや世論などの動向について、当該法人は国際交流、多文化共生の取組を法人の役割としているなかで、 <u>どのように捉えているか</u> 、またこうした <u>社会状況</u> 含めた環境変化にどのように対応しているのか。	・排外主義などを支持する市民・団体が一定数存在する現状を認識しつつ、多文化共生・国際交流の必要性・重要性について、 <u>様々な場面</u> でこれまで以上に発信していくことが、当協会の役割であると考えております。排外主義などを対立軸に置くのではなく、多文化共生等の更なる理解促進に向けて、 <u>国や市の動向</u> を注視しながら、今後の協会事業・センター事業を進めてまいります。
8		・本市施策推進に向けた事業計画 「多文化共生推進事業」	・外国人市民は多くなり、企業の従業員として、また地域としても関わりとしても多くなっている。現状、法人事業のみで収益を上げていくことは難しいが、 <u>企業との連携した取組や広い視点での取組を通じて、新たな関わりや収入の増加も見いだせるのではないか</u> 。 ・外国籍の人々が増える中で、相談件数の減少などは考えられるのか、全体的に指標及び目標値の設定状況について再確認してほしい。 ・これらの事業についても生成AIやDX化などによる効率化、クラウドファンディングの活用はじめ、取組価値の向上、また公共のブランド力などの活用も含め、既存のやり方を超えて取り組んでいく必要がある。法人の取組としてしっかり検討していく必要がある。	・企業における外国人従業員の増加や地域社会との交流など、これまで以上に多文化共生の必要性が求められることから、 <u>関係する企業やコミュニティとの連携</u> についても検討していくと考えています。 ・相談件数については、令和7年度4～9月の相談実績を基に、令和8年度の目標値を設定しており、外国人市民の増加率に比例するほどの増加がないことを踏まえ、令和4～6年度の相談件数増加率である約1%ずつ増加させる目標値を設定しております。 ・事業の実施に当たっては、外国人市民のニーズ等も確認しつつ、より一層の効率化に取り組むとともに、他団体の取組を調査・研究するなど、様々な手法の可能性について検討してまいります。

項目番	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
9	(公財) 川崎市スポーツ協会	・本市施策推進に向けた事業計画 「競技選手強化・指導者育成事業」	・中学校部活の地域スポーツ化の担い手としての期待もあるが、法人ではどのような対応を行っていくのか。 ・法人は41の加盟団体に対してどのような運営指導（会計やコンプライアンス遵守など）を行っているのか。	・現在、市教育委員会が設置する「川崎市立中学校の部活動に係る懇談会」に委員として参加し、スポーツ協会としても部活動の地域展開に関して主体的に関わっていくことを検討しております。可能な限り、市内の指導者を活用しながら部活動の支援を行っていきたいと思います。 ・毎年、加盟団体を集め、研修会等を行っております。過去には、会計研修やコンプライアンス研修の他、熱中症や女性アスリートに係る貧血についての研修等を行っています。今後は、スポーツ基本法の改正に伴い、関連した研修を実施してまいります。
10		・法人の役割 ・経営健全化に向けた事業計画 「収益性の確保」	・指定管理施設の受託の減少は法人にとっては痛手であるが、市全体の施策としては、民間からより良い提案がなされたということなのでネガティブな話ではないと考える。法人経営には健全化の取組は必要ではあるが、法人の存続意義を考えたときにそうした取組に法人のリソースを弾力的に割けるようにすべきと考えるが、状況変化どのように対応できているのか確認したい。	・指定管理施設の受託の減少は、法人全体の収入減につながり、収益性の確保が難しくなってしまったことは確かです。しかしながら、法人としては市民のスポーツ文化の普及・振興に寄与できる事業を行うことを第一に市民のニーズに合った事業展開を行うとともに、中間支援組織としてこれまで以上に競技団体や総合型地域スポーツクラブなどへの各種支援を行うとともに、適切に指定管理への参入も行っていきたいと考えています。
11	(公財) かわさき市民活動センター	・現状と課題	・指定管理施設数について、どのようなことが減少要因と受け止めているのか。 ・こども文化センター・わくわくプラザの指定管理者は、市民活動センター以外にどのような事業者が担っているのか。 <u>他の事業者</u> で十分担えるものであるならば、指定管理に参画する必要性は薄いのではないかとも考えられるが、見解を確認したい。 ・収益事業はどのような取組を展開していくのか。	・これまで地域との関係を大事にして積み重ねてきた経験・実績・信頼などは他の民間企業より優れていると考えているが、提案力などにおいて他の民間企業と比較して弱い部分があつたと認識しております。 ・こども文化センター・わくわくプラザ事業の事業者としては、当財団以外に社会福祉法人やNPO法人、株式会社が受託しているところですが、当財団としては、青少年健全育成を目的として設立されたことから当該指定管理を行う意義は大きく、設立以来培ってきた地域との関係性や職員のスキルも十分あり、このリソースを活用していきたいと考えております。 ・現在、かわさき市民活動センター内に清涼飲料水の自動販売機の設置、職員のスキルを活用した公益目的以外の受託事業などを検討しております。
12		・経営健全化に向けた事業計画 「法人の自立化や経営の安定化の推進」	・収益事業について、具体的にどのようなことに取り組むのか。自販機設置だけでは法人運営にあたり十分でないため、例えば施設の不稼働時間の活用の検討なども含め、収益増の検討を進めていくべき。 ・法人受託の指定管理施設減は、優秀な民間提案があるということなので全体の政策的には良いこととも考えるが、こうした状況のなかで法人のミッションや存続意義達成のためにリソースを活用していく必要があると考える。 ・寄付実績はどのような状況か。公益認定法人であり、より寄付を受けやすい体制を構築するなどして、取組を進めていくべき。	・現在、かわさき市民活動センター内に清涼飲料水の自動販売機の設置、職員のスキルを活用した公益目的以外の受託事業などを検討しています。不稼働時間の活用については、市所有の施設であることから、市の承認が前提であるが、運営コストや雇用など総合的に判断して収益増に繋がるのであれば検討してまいります。 ・青少年健全育成を目的として設立された当財団が当該指定管理を行う意義は大きく、設立以来培ってきた地域との関係性や職員のスキルも十分あり、このリソースを活用していきたいと考えております。 ・寄付実績214,979円(2024年度実績)。SNSやホームページなどを活用した情報発信力の強化や民間企業等に当該法人の趣旨や目的をご理解いただくことなどにより、収益力を高めていきたいと考えております。

項目番	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
13	川崎冷蔵（株）	・法人の設立目的	・これまでの経営改善の取組は進捗しているが、PPP（官民連携）の視点からすると、 <u>市の出資法人</u> として続ける必要はあるのか、民間企業でも <u>当該事業は実施できるのではないか</u> 。 ・事業、財務状況も一定安定しつつある現状において、民間との役割分担も含めて検討するべきではないか。	・卸売市場内の冷蔵倉庫は、多品種小ロットの取扱いで、場内事業者からのサービス要求水準が高く、今後北部市場の機能更新により、冷蔵設備規模が大きく減少する予定です。このため、北部市場の冷蔵倉庫運営事業者は、機能更新の前後を問わず、港湾倉庫のようなスケールメリットを追求して採算性を向上させることが難しい環境での経営を求められています。 ・こうした事情から、仮に完全民間資本による利益を追及する経営形態に移行した場合、財務的に脆弱な仲卸業者等の持続的な経営に影響を与える可能性も考えられることから、行政による一定の関与が不可欠であると考えております。 ・川崎冷蔵（株）は、北部市場における冷蔵倉庫の運営を目的として設立された法人であり、今後の役割やあり方等については、機能更新後の冷蔵倉庫運営事業者の選定にもかかわることから、上記の事情を踏まえた慎重な検討が必要であると考えています。
14		・現状と課題 ・経営健全化に向けた事業計画 「自立的・安定的な経営の実施」	・エネルギーコストは高止まりしており、経営に影響は与えていると思われるが、一方で冷蔵・冷凍技術のイノベーションは日々進んでいる。 <u>北部市場の機能更新等の機会も捉えた取組が求められるなか、技術革新の最新状況は注視しておく必要がある</u> 。	・機能更新後の冷蔵施設の設計にあたっては、省エネ・省人化などの実現につながる最新の技術動向を的確に情報収集しつつ、市とPFI事業者が連携して進めていくこととなります。その際は川崎冷蔵（株）も、技術動向に知見を持つ現行冷蔵施設運営事業者として必要な助言を行っていきます。
15	(公財) 川崎市産業振興財団	・経営健全化に向けた事業計画 「財務の健全性」	・市借入金返済については、関連する事業として、iCONM事業やインキュベーション事業での採算性のある取組が必要と考えるが、現状法人は赤字が続いている。今後、 <u>実現性のある事業計画、返済計画の策定が必要である</u> と考えるが、状況を確認したい。	・市借入金返済については、支払利息と元本返済スケジュールを確認して財務見通しを策定しており、約定通りの返済を前提としています。これを確実なものとするためには収益増加を図る必要がありますが、iCONM事業においては、iCONMにおける研究内容の価値を研究内容に関連する事業領域を有する企業と接点を持つことによって、企業との共同研究の獲得を強化していきます。あわせて、研究活動を継続するために必要な修繕などの費用についてもあらためて検討を行い、計画的に実施していきます。また、インキュベーション事業については、内部方針に基づき収益性の向上に取り組み、黒字化に向けて進捗管理を行っていきます。
16		・経営健全化に向けた事業計画 「財団全体の収益の推移」	・事業として収益化できているところとそうでないところがあるので、収益化できているところをもつと拡大できるように、待っているだけでは難しいので、 <u>法人の強みである産学官のつながりやネットワーク化を活かして、取り組む必要がある</u> 。	・収益の拡大に向けては、 <u>中小企業・ベンチャー育成事業</u> において支援した有望な中小企業、ベンチャー企業に対してかわさき新産業創造センターへの入居を促していき、また、 <u>インキュベーション事業</u> の入居促進にあたっては、首都圏以外の大学等とのネットワークも活用して、事業領域がナノ医療イノベーションセンターとの親和性の高く、成長志向の高いベンチャー企業にもアプローチを進めています。
17	川崎未来エナジー（株）	・本市施策推進に向けた事業計画 「地域エネルギー事業」 ・経営健全化に向けた事業計画 「収益性の確保」	・令和7年度の「市域への再エネ電力販売量」の状況はいかがか。次期方針の目標値の妥当性について確認したい。 ・エネルギー業界は不安定要素が多いため、 <u>今後健全経営が続けていくもののか採算性の確認など見解を確認したい</u> 。	・令和7年度の市域への再エネ電力販売量につきましては、約63GW hの見込みであり、目標値は、市域の脱炭素の推進に寄与できるように、会社の事業規模を順次拡大していくことを前提に設定しています。 ・事業規模に応じ、販売量に見合った電力を調達するため、採算性を確保した事業運営が可能と考えています。
18		・法人のミッション ・経営健全化に向けた事業計画 「収益性の確保」	・脱炭素の動向は世界の潮流が変わっている状況なので注視が必要だが、エネルギーマネジメント施策については重要な取組であるため、ここを強く押し出していくという考え方もある。 ・経営健全化の指標である「相対電源確保率」は、現方針の「市場調達比率」の数値を踏まえると、70%よりも高い目標値設定ができるのではないか。再エネ電源の拡大という政策的視点と法人の経営健全化の視点のバランスが重要になると想るので、情報公開もしながら適切な説明できるようにする必要がある。	・引き続き、国内外の動向等について注視していくとともに、社会動向や技術動向を踏まえながら、11月から開始した家庭用太陽光の非FIT余剰電力の買取の取組など、市域内でエネルギーを循環させるエネルギーマネジメント等に資する取組を進めています。 ・今後、市域への再エネ供給量を増やしていくためには、川崎市からの廃棄物発電以外の電力を調達することが必要となりますので、政策的視点と経営健全化の視点の両面に配慮しながら、国が求める相対電源確保率を踏まえ、相対電源による調達と電力市場からの調達のバランスを取り、経営を行っていきます。また、情報公開については、関係法令等に基づき適切に対応するとともに、「経営改善及び連携・活用に関する方針」による取組評価を実施し、議会報告やホームページによる公開など適切に取り組みます。

項目番	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
19	(公財) 川崎市シルバー人材センター	・法人の設立目的	・高齢者の生きがいづくりや就業機会確保が本法人の役割である上で、元気な高齢者が活躍できる場をさらに広げる取組は考えられないか。（例えば、市民活動センターと連携し、当センターが管理・運営を担っているわくわくプラザなどでの従事など）	・現在、主管課（高齢者在宅サービス課）を通じた川崎市の市役所内関係部署への事業説明や、就業機会創出員による民間事業所等への訪問活動など、高齢者が活躍できる場の確保に向けた取組を行っています。 ・介護周辺業務や子育て支援業務などを含め、新たな事業開拓に向けて、関係団体や関係機関等と積極的に協議を進めていくとともに、他都市センターの事例を研究する等、事業推進に向けて検討していきます。
20		・本市施策推進に向けた事業計画「川崎市葬祭場管理運営事業」	・指定管理事業である葬祭場の運営は同法人でなくとも可能である。本来の市と法人との「連携・活用」という意味では必ずしも同法人が担う必要はないのではないか。収益を得るためにだけの取組であれば本末転倒であり、法人の目的と手段を確認する必要があり、「連携・活用」を推進するための手法について、検討していく必要がある。 ・昨今の全国的な人手不足も含め、事業の担い手が足りないということがあれば、取組を整理することも含めて検討を進めてはいかがか。	・葬祭場の運営には永続性、非営利性の確保が求められているところ、当法人は安定的な財務体制をもつ非営利の公益財団法人であり、より適切な運営が可能であると考えています。また、火葬実務を担当する火葬炉運営業者とともに、川崎市の地域性を熟知しており、長い間のノウハウの蓄積があることから、川崎市の葬祭事業を担うのに適していると認識しているところです。 ・また、斎苑の運営にあたっては斎苑管理グループリーダーや斎苑職員等、斎苑の運営に専従の職員を任用しており、法人の他の事業に支障を与えておりません。
21	(公財) 川崎市身体障害者協会	・法人のミッション	・身体障害者へのサービス提供以外に、障害者自身が活躍する場の提供は行っているのか。障害者が本法人の運営に参加するなどの取組は行われているのか（障害者雇用の観点も含めて）。	・健康・身体機能の維持や生きがい活動など余暇活動の推進のため各種教室の開催や文化・芸術活動における創作活動の発表の機会づくり、各種障害者スポーツ大会の開催など、障害者自身が活躍する場を提供しています。また、本法人では、現在障害者雇用の方はいません（過去の雇用実績はあり）が、身体障害者団体等の方が役員として参画し、法人運営に携わっています。
22		・法人の設立目的 ・現状と課題	・近年の放課後等デイケアサービスが拡大している状況は、障害児支援の需要拡大が背景にあるかと思うが、当該法人において、障害児への対応はどのようなことを実施しているのか。 ・法人を構成する団体の会員数が減少しているという課題について、会員数の拡大を図るためにどのような取組を行っていくのか。 ・法人の設立目的には、「身体障害者に対する援護と福祉に関する事業」とあるが、精神障害や発達障害などの障害者への対応などは考えられるか。現状と今後の考え方について確認したい。	・障害児に対してのみ実施している事業はありませんが、スポーツ振興事業や重度障害者福祉タクシー事業など、障害児も対象となる事業を実施しています。 ・団体の交流場所の提供や団体が実施する各種教室の企画等に関する支援、団体からの求めに応じたサポートなどを通じて、本会を構成する各団体の会員数確保に取り組んでいます。 ・法人の設立目的である「川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与すること」を踏まえ、主な事業の対象は身体障害者ではありますが、引き続き、文化・芸術活動に関する各種教室やスポーツイベントなど精神障害や発達障害などの方を対象とした事業を実施していきます。
23	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会	・本市施策における法人の役割	・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」への改正の経緯も踏まえ、法人名称には「父子」が入るべきではないか。父子家庭への取組は適切になされているのかを確認したい。	・ひとり親家庭に向けた主要な取組である母子家庭等生活支援事業及び母子家庭等自立支援事業については、大半を市の委託事業として実施しており、父子家庭についても対象とし支援を行っております。 ・一方、法人事業である母子家庭等地域活動推進事業については会員制で、会員の中にはDV被害を受けて離婚した者や男性と一緒に行動することが難しい者もいた経緯から、現時点では、父子家庭については事業の対象外となっているところです。 ・昨今、他の自治体の母子福祉団体でも父子を対象とする会が増えてきているため、今後、法人事業の対象や法人名称について検討していきたいと考えています。

項目番	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
24	（一財）川崎市まちづくり公社	・法人の設立目的 ・現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード面として、老朽化対策や施設維持管理を行いつつ、引き続き収支のバランスを保つことが重要と考えるが、施設運用（ソフト面）の工夫がさらなる収益確保につながると考える。 ・「課題」の「技術力の維持・向上」とは、具体にどのような背景から課題となっているのか。 ・他都市同様、施設維持管理等のほか、大規模な市街地整備に関わるなど、まちづくりの拠点として今後法人の役割を広げていく必要はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり公社については、①テナントの定着状態を維持するためコミュニケーションを密に、各テナントの要望等を把握する、②周辺賃料相場の把握や所有物件の不動産鑑定評価を実施し、契約更新の際の賃上げ交渉に活用する、③照明のLED化など積極的な設備投資を行い経費削減につなげるなど施設運用を工夫することで収支のバランスを保ちながら、引き続き各拠点地区的都市機能の充実に寄与していくことが重要であると考えています。 ・公共施設等の維持・保全においては、技術力の維持・向上が必須であるものの、全国的な技術職員の入手不足等が背景として挙げられます。職員の技術力の維持・向上の具体的な取組としては、川崎市が主催する講習会や、関係団体等が主催する技術講習会、設備機器に関する研修会等に積極的に出席いたします。 ・川崎市の都市づくりの推進においては、引き続き、民間活力を活かしながら様々な手法を活用し拠点形成を進めることとしており、そのような中で、同法人においても必要に応じて、川崎市のまちづくりにおけるパートナーとしての役割を果たしながら、これまで整備してきた施設等の充実など、着実な経営により、過去の都市整備に伴う長期借入金の計画的な返済を確実に実行していくことが重要であると考えております。
25	川崎市住宅供給公社	・本市施策推進に向けた事業計画「市営住宅管理事業」	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード面として、老朽化対策や施設維持管理を行いつつ、引き続き収支のバランスを保つことが重要と考えるが、施設運用（ソフト面）の工夫がさらなる収益確保につながると考える。 ・川崎市住宅基本計画において「高齢者の安定居住の推進に向けた取組」などを定めていることを踏まえ、市営住宅居住者の高齢化に応じた福祉部門との連携や施策の展開が必要と考えるが、いかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家住戸については、募集方法の見直しや募集のしおりによる住宅情報の積極的な広報を行うほか、公募割れした際には、補欠者への斡旋や常時募集による募集等により早急に解消できるよう、引き続き取り組むことにより、住宅使用料等の収益確保に繋げてまいります。 ・市営住宅の入居者のうち、65歳以上の高齢者世帯は全体の過半数を占め、年々増加しています。このため、各区役所の高齢者相談支援部署等との連携は不可欠と認識しています。日頃から高齢単身世帯の目視確認などの見守りを行うほか、高齢化に伴うさまざまな課題や手続き支援が必要な際には、情報共有や協力を進めてきました。 ・また、市営住宅の集会室を活用し、自治会と地域包括支援センター等が協働する交流会や勉強会の開催を支援し、入居者と地域とのつながりづくりを推進してきました。今後も、福祉部門等と連携しながら、こうした取組を継続してまいります。
26		・経営健全化に向けた事業計画「財務状況維持」	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の投資計画の具体的な内容はどのようなものか。目指すべき将来のビジョン設定があり、そこに向けた投資であることを明確にする必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同社は、再開発事業の成果を継承・発展させることを目的に設立され、ノクティの管理・運営等を通じて安定的・持続的な成長を目指した経営活動に取り組み、地域社会やステークホルダーに愛される商業施設を目指しており、そのような将来ビジョンに向けた投資を持続的に進めていく中で、令和9年度の開業30周年を見据え集中的に投資を行うこととしています。 ・こうした考えのもと、次期方針の期間内における具体的な投資計画としては、デジタルサイネージ交換やビル内改装等の安定的賃料確保に向けた投資、客用トイレ改修や防犯カメラの更新等の施設環境の改善に向けた投資、テナント業務の支援ツール導入等の経営環境の改善に向けた投資などを予定しています。
27	みどりくち新都市（株）	・本市施策推進に向けた事業計画「魅力あふれる再開発ビルの管理運営」	<ul style="list-style-type: none"> ・事業取組、経営改善について、一定進んでいると認識している。良い取組は横展開を期待する。 ・指標の「顧客満足度」については、アンケートを2年に1度の実施のため隔年とするのとが、顧客ニーズなどは刻々と変化があるなかで、隔年実施で適正な把握となるのか。スマートフォンの活用など負担を少なくする手法もあると考えるが、見解を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、着実に各種事業や経営改善に取り組み、溝口駅周辺地区の賑わいや発展に向けたまちづくりの推進に寄与する取組を進めています。 ・アンケートについては、現状、店内ポスター・ホームページ・ノクティビジョン等で広く告知し、WEB上で回答いただく形式としており、スマートフォンからも回答可能となっていますが、顧客ニーズの変化等を調査・分析するために毎回概ね同じ設問で回答を求める必要があることから、費用対効果なども勘案し、2年に1回の実施としました。 ・なお、顧客ニーズの把握につきましては、当アンケートだけではなく、各テナントの売上動向等でも把握していることに加え、別途、各種イベント開催時のアンケートや、テナントリーシングに向けたマーケティング活動なども実施しており、引き続き、顧客や社会ニーズに的確に対応し、地域、お客様、ステークホルダーに信頼され、愛される商業施設へ進化し続けるよう努力を重ねてまいります。

項目番号	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
28		・本市施策推進に向けた事業計画「緑化推進・普及啓発事業」	<p>・等々力緑地の駐車場管理を失ったことによる赤字補填について、今後どのように対応していくのか。</p> <p>・緑地を造成する制度の活用について、どのように考えているのか。同協会の関与の余地は多いと思うがいかがか。</p> <p>・都市緑地法の改正等を踏まえて、市の政策として緑化推進を充実させていくことも必要と考える。そうした中、市と当該法人が連携して担っていく取組をどのように考えているのか。</p>	<p>・新たな指定管理事業及び中間支援事業並びに公園緑地等のプロポーザル事業の獲得に向けて積極的に取り組み、事業収益確保を図ります。また、事業の効率化を進めるとともに自立的財源確保に向けた駐車場、とくに自動販売機の収益事業の拡充と新規開拓を図り、経営基盤の安定化と財源確保に努めます。</p> <p>・みどりの将来像や緑の基本計画改定など、市の緑政事業の方向性を踏まえ、公園緑地協会が実施する事業についても見直し・整理を行なながら、民有地の緑化の推進や、潤いある安全で快適な緑豊かな都市環境づくりを進めるための取組内容を今後検討していきます。</p> <p>・都市緑地法の改正に伴い、緑地の機能の維持増進を図るための再生・整備が機能維持増進事業として位置づけられ、特別緑地保全地区での当該事業について、実施に係る手続を簡素化できる特例が創設され、令和9年度の緑の基本計画改定に向けて方向性を検討しているところです。今でも、行政が行う伐採等の維持管理が行き届かない箇所について、協会が支援を行っている市民活動団体等による管理をしていただいている。緑化推進を行う中では、市民との協働により進めていくことが重要だと考えており、今後も、市民活動を支援する協会との連携を進めていきたいと考えています。</p>
29	(公財)川崎市公園緑地協会	・本市施策推進に向けた事業計画「緑のボランティア事業（緑のボランティアセンター運営事業）」	<p>・経営改善に有効な打ち手がない中で、現在の状況で法人を維持していくのは市の政策的判断となるのか。現在の取組や今後想定している取組（グリーンコミュニティの中間支援等）を行なう上で、現在の規模を維持していく必要があるのか。</p> <p>・指標の登録団体数については、若年層の取り込みや、グリーンインフラ、生態系などの視点から考えれば一定見込めると考えられ、また大企業などの取組の指標となるような生態系や脱炭素などの観点からは、企業から事業費などの獲得などもできる、そのような仕組みや取組が必要ではないか。</p> <p>・法人の長期的な持続可能性を考えるのであれば、新たな扱い手の確保につなげるため、待つ姿勢ではなく、現場の声や市民ニーズ、地域課題を拾い、企業や学校など様々な主体を巻き込めるよう、チャレンジしてほしい。拾ったニーズ等に対して、法人が何ができるか、新しい取組も含めて抜本的な経営改革を考えていただきたい。</p>	<p>・持続的に「協働の取組」を推進していくためには、中間支援組織として公園利用者を繋ぎ、育てる関係性が不可欠であり、これまで培ってきた地域との繋がりやみどりに関する技術的ノウハウがあり、本市職員と違い異動などがないため継続的に支援が可能な公園緑地協会は、その扱い手として適任と考えます。これまでのボランティアセンター機能や緑化推進事業に加え、中間支援組織として既存の取組を継続・発展させ、みどりのまちづくりに寄与していくためには、委託業務受注など経営改善を図りながら、現在の規模以上に成長していく必要があると考えています。</p> <p>・緑の活動団体の登録数の増加に向け、花壇を介してコミュニティを形成する新たな講座の開設や、社員教育の場として民間企業と取り組んでいる「里山コラボ事業」と連携した活動の拡大など、若年層など新たな層の開拓に取り組んでいます。近年、環境問題などをテーマとした企業活動も盛んになってきていることから、SNS発信等のCSR活動の見える化、企業向けの広報、企業との連携イベントの開催などを検討していきます。</p> <p>・緑化フェアをレガシーとした地域コミュニティの形成を目的とした講座等を新たに開設しており、講座修了者には人材バンクに登録することにより、定期的な研修を行い、スキルアップを図るなど、人材育成を行っています。そこで育った人材については、市内小学校で行なう花づくりの講座や緑化フェアボランティアなどイベント等で活躍するとともに、市内で活躍している緑の活動団体や町内会・自治会を中心とした管理運営協議会や愛護会に対して、ボランティアとして派遣し、技能伝達や支援活動を行っています。また、未来のみどりの扱い手の育成として「こども黄緑クラブ」と題して花や緑、水辺など様々な環境学習を題材とした講習会も開催するとともに、市内小中学校での環境学習にも積極的に取り組んでいます。</p>

項目番	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
30	川崎臨港倉庫埠頭（株）	・法人の設立目的	<p>・法人の役割は理解するが、市の出資法人として続ける意義としてはどのようなものがあるのか、<u>市の関与のない民間企業でもいいと考えるが、その必要性について確認したい。</u></p> <p>・今後、人口も財政も減り続けるなかで、出資法人として継続するのであれば、目覚しい成果が必要である。将来危機的状況に陥ることも想定はされ得るので、現在一定安定して取組を進められているところで、より民間のノウハウや事業手法を取り得るような対応が必要と考える。</p>	<p>・当該法人については、<u>自社で保管施設を有していない地元の中小港運事業者等に、低廉かつ安定的に貨物の保管機能及び事務所機能を提供するなど、川崎港の港湾機能を支える地元港運事業者等の経済活動に寄与しています。</u></p> <p>・川崎港コンテナターミナルについては、平成26年度から市が指定管理者制度を導入し、川崎臨港倉庫埠頭株式会社が指定されています。その後、港湾法の改正に伴い、平成28年度以降は、<u>国有財産である岸壁について、京浜港の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社が、唯一貸付を受けることができるようになったため、川崎臨港倉庫埠頭株式会社と共同事業体を組んで管理・運営する体制を取ってきました。</u>なお、横浜川崎国際港湾株式会社については、国際戦略港湾としての川崎港の国際競争力強化を目的に、市が出資（4千5百万円、出資率2.25%）しています。</p> <p>・これらの事業により、<u>地域経済の活性化や、川崎港の競争力強化・利便性向上を通じた市民生活の安定に貢献しており、その活動が公共性の高い分野でもあることから、引き続き本市の関与が必要です。</u></p> <p>・今後も現状の取組を継続しつつ、指定管理における共同事業体を形成する港湾運営会社と連携し、民間の幅広いネットワークを活用した更なる川崎港の活性化に向け、ターミナルの効率的な運営や、視察の積極的な受入れ等の取組を推進できるよう指導していきます。</p> <p>・また、再生可能エネルギー由来の電力導入や、EV用充電ステンドの設置、管理棟内の照明設備LED化など、これまでカーボンニュートラルに資する取組を進めています。これらの取組と、本市及びターミナルオペレーターの取組が連携した結果、令和7年9月には、国土交通省がコンテナターミナルにおける脱炭素化の取組を評価する「CNP認証」において、全国初となる5段階階、レベル4+の評価を受ける等、川崎港のCNP推進に大きく貢献していることは、当該法人の目覚しい成果の1つです。さらに、今後においては、次期指定期間内に、太陽光パネルを設置し、電力の一部を太陽光発電に切り替えることを検討していくこととしています。こうした取組に加え、より民間のノウハウを取り入れた対応を推進できるよう指導していきます。</p>
31	かわさきファズ（株）	<p>・本市施策推進に向けた事業計画「かわさきファズ物流センター事業」</p> <p>・経営健全化に向けた事業計画「財務状況の改善」</p>	<p>・指標「かわさきファズ物流センター入居率」について、R8目標値は大口テナント退去の影響により82.0%で設定しているが、<u>1年以上空床が続く見込むとした目標値の設定は、法人の取組姿勢に疑義が残る。現状値やR9以降と同じく100%で設定することが難しい理由はどのようなものか。</u></p> <p>・指標「経常利益の額」について、目標値が現状値より低い年度は大口テナント退去と受変電施設の設備更新の影響かと考えるが、<u>具体にどのような算定で目標値を設定しているか。設備更新については、負担の平準化などの取組は検討されているのか、また、経常利益の減に対して、どのような対策を講じる予定か確認したい。</u></p>	<p>・R8目標値を82%とすることについて、B棟未入居状況の継続が経営に与える影響は大きいことから、当然、早期の入居契約に向けた取組を積極的に進めているところです。しかしながら、物流施設の空室率は近年の供給過剰に伴い高い水準で推移しており、また、東扇島においても空室が継続している施設もあります。他の物流施設と競争する上では、適正な賃料水準を保ちつつテナントを誘致することが課題であると考えています。</p> <p>・また、<u>1棟で借り受けるテナントを誘致するにはマッチングするまでに相当な時間を要すること、テナント側が入居の意思決定を行うまでに時間も要すると考えられるなど、総合的に考慮すると、入居に至るまでには目標に設定したような一定の期間を要すると考えています。</u>当社としては、昨年度から情報収集を進めておりましたが、契約解約通知後の令和7年9月から不動産仲介業者と港湾・物流事業者への情報提供をはじめ、B棟の内覧ツアーの実施、物件の情報掲載サイトの活用、金融機関等からの情報収集など、様々な誘致活動に取り組んでおりまして、これまで複数の事業者からの問合せ等をいただいているところです。これらのことから、R8目標値は82%と設定しますが、R9以降については再び100%という高い入居率目標を掲げ、目標達成に向けて取り組んでいきます。</p> <p>・経常利益の設定についてですが、収入についてはテナント賃料の計画的な改定分を加味するとともに、<u>支出については、受変電設備の設備更新に伴い減価償却費の計上等、所定の企業会計原則にしたがって算定し目標値を設定しています。</u>また、受変電設備の更新期間において一部の修繕を後年度に先送りする形で支出の平準化を図っています。経常利益の減に対しては計画的な賃料改定による売上高の増加などにより対策を講じる予定です。</p>
32		・本市施策推進に向けた事業計画「かわさきファズ物流センター事業」	・ <u>大口テナントの撤退に対して早急な対応が必要と考える。具体的な対応策はどのようなものがあるか確認したい。</u>	<p>・テナントの早期入居に向けた対応策といたしましては、昨年度から情報収集を進めておりましたが、契約解約通知後の令和7年9月から不動産仲介業者と港湾・物流事業者への情報提供をはじめ、B棟の内覧ツアーの実施、物件の情報掲載サイトの活用、金融機関等からの情報収集など、様々な誘致活動に取り組んでおりまして、これまで複数の事業者からの問合せ等をいただいているところです。</p>

項目番	法人（団体）名	事業・項目名等	質問・意見	質問・意見に対する考え方
33	(公財) 川崎市消防防災指導公社	<ul style="list-style-type: none"> 本市施策推進に向けた事業計画「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」 経営健全化に向けた事業計画「経営の健全化」 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率も均衡していない状況だが、今後の見込みはどのように考えているか。 ・赤字要因についてどのような分析をし、その結果を踏まえどのように経営改善に取り組むのか、方向性は定まっているのか。 ・公的な機能の拡充や収益事業の導入など検討余地はないのか。 ・普及啓発は具体にどのような取組を行っているのか。他都市では、消防だけでなく、地域や学校などと連携した普及活動も実施され効果的と聞いているが、そのような取組や実施検討はされているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算では、公益3事業のうち、講習会事業とアカデミック消防活動支援事業では講習会事業収入の増加や修繕費の減少等により収支改善が図られましたが、普及啓発事業の収支不足により、管理費に充てるだけの収入増には至らず、依然として経常収支比率（一般純資産）は100%を下回っています。 ・赤字の要因については、管理費（法人会計）に充てるだけの収入が不足していると分析しています。まずは、人員を確保し、普及啓発事業を確実に実施するほか、令和6年度に収支改善が図られた講習会事業を安定して実施することで収入増を図るなど取組を進めてまいります。 ・公的な機能の拡充や収益事業の導入など経営健全化に向けては、従前から検討しているところですが、まずは事業実施のための人員を確保し、普及啓発事業を確実に実施するとともに、継続して収益事業の導入などの実現可否についても検討してまいります。 ・地域や学校などと連携した普及啓発事業について、現在実施している事業を確実に実施するとともに、採算性や人員確保について課題を整理し、検討してまいります。
34		<ul style="list-style-type: none"> 本市施策推進に向けた事業計画「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」 経営健全化に向けた事業計画「経営の健全化」 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業で市民の希望に応えきれていないとあるが、重要な役割を担っている法人なので、人員不足ということも聞いているが、様々な工夫もしながらニーズに対応できるよう取り組んでほしい。 ・公益認定法人であることから寄付を募ることはできるが実績はどのような状況になっているか。<u>収益事業の実施や寄付を促す取組など戦略的な収益強化の検討が必要だが、見解を確認したい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発事業として実施している市民救命士等養成者数や地震体験車利用者数については、高齢者の増加や地震等自然災害の多様化など社会情勢を背景とする市民の防災に関する関心の高まりにより、年々増加していることから、事業の重要性が高まっていると認識していますので、職員、非常勤職員、臨時職員等との組み合わせなどの工夫により、今後も市民ニーズに対応できるよう引き続き取り組んでまいります。また、事業を安定的に実施するため人員の確保に取り組んでまいります。 ・令和6年度に収支改善が図られた講習会事業を安定して実施することで、収入増に向け取り組んでまいります。また、寄付については令和5年度に制度を開始し、ホームページにより案内しているところですが、現時点で実績がない状況であるため、今後は事業に賛同していただける方を積極的に募り、寄付による収入確保について取り組んでまいります。
35	(公財) 川崎市学校給食会	<ul style="list-style-type: none"> 法人のミッション 本市施策推進に向けた事業計画「成長期における児童生徒の健全な食生活に関する食育の推進」 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策的には、食育の文脈から新たな動き（現場調理重視等）も始めている点には留意必要。 ・給食に関する各オペレーションは、他都市でも旧態依然としているところが多く、改善の余地があるものと考えるが、効率化・業務改革に向けて、現在の状況と今後の見通しについて確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の取組としては、これまで、小学校・特別支援学校の5年生を対象とし、牛乳や米をテーマとして、法人と市で作成したスライドや動画等を用いて、地産地消や栄養、製造過程等について紹介してきました。令和8年度以降も引き続き、食育に関する教材を年に1つ作成し、成長期における児童生徒の健全な食生活に関する食育活動を推進します。 ・当法人は、収益がなく、必要経費が市の委託料や補助金で賄われているため、予算が伴う効率的な取組は難しいですが、限りある財源の中で、いかに経費・無駄を抑え、効率よく業務を行なうかを職員全員が意識して、日常業務の見直し等可能な取組を、幅広く恒常的に取り組んでいます。また、現在使用している給食物資管理システムが令和8年12月をもってサービス停止となることから、新たな給食物資管理システムの構築を通じて、より効率的に業務を推進します。
36	(公財) 川崎市生涯学習財団	<ul style="list-style-type: none"> 本市施策推進に向けた事業計画「生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業」 経営健全化に向けた事業計画「自主財源の増加」 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の受講者は、リピーター含めて高齢者が多い印象がある。生涯学習であるから高齢者を否定するわけではないが、現役世代を含め、幅広い世代に受講してもらえるようパラエティーに富んだ講座であることが必要と考える。 ・文化・スポーツ教室などの授業料は民間の教室などと比べて安い設定になっているのではないか、教室の費用対効果はどのようにになっているか確認したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財団設立の趣旨である「市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的・主体的に生涯学習に取り組める環境づくり」の実現を目指し、これまで幼児向けの親子リトミックや小学生向けキッズセミナー、シニア活動支援事業、教養・資格取得を目指す夜間講座、そしてかわさき市民アカデミーへの支援など、市民の高度かつ専門的な学習ニーズに対応した学習の場を提供してきました。今後も引き続き、市民の多様化する学習ニーズに応じた多面的なプログラムを展開し、市民の主体的な学習活動を支援してまいります。 ・収益事業のうち、文化・スポーツ教室については、現状では定員を超える応募が寄せられる講座が多く、受講者からの満足度も高いことから、公益財団法人としての公平・公正な運営に十分配慮しつつ、引き続き継続して実施してまいります。授業料については、民間の教室の価格と極端に差が出ないようにしつつ、財団として収益が確保できる価格を設定していますので、引き続き公益財団法人としての役割を踏まえるとともに、生涯学習プラザの立地条件等を勘案し、適切に設定してまいります。